

町田都市計画土地区画整理事業の決定（町田市決定）

都市計画南町田駅周辺土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		南町田駅周辺土地区画整理事業				
面 積		約 18.2ha				
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		区画道路	区画道路A	14.5～34.1m	約 220m	南町田駅周辺地区地区計画で定める地区施設（区画道路1号）
		区画道路	区画道路B	0～34.1m	約 90m	南町田駅周辺地区地区計画で定める地区施設（区画道路2号）を含む
		区画道路	区画道路C	8.0～15.0m	約 300m	南町田駅周辺地区地区計画で定める地区施設（区画道路4～6号）を含む
		区画道路	区画道路D	6.5m	約 105m	南町田駅周辺地区地区計画で定める地区施設（区画道路8号）を含む
		区画道路	区画道路E	8.5～16.1m	約 65m	南町田駅周辺地区地区計画で定める地区施設（区画道路9号）を含む
		区画道路	区画道路F	17.5～80.9m	約 55m	
	<p>鶴間公園と商業施設間及び商業施設街区内に存する既存道路は、にぎわいの拠点「副次核」の基盤を支える新たな交通ネットワークを構築するため再配置・再整備する。</p> <p>区画道路A・Bは、駅前で発生する自動車交通量を、周辺の住宅地内を介さずに都市計画道路町田3・4・37号線へ流すため、鶴間公園北側の鉄道沿いに新設・拡幅する。また、その他の区画道路C～Fは、商業施設外周の歩行環境等の向上を図るため、拡幅整備する。</p>					
公 園 及び 緑 地	種 別	名 称	面 積		備 考	
	運動公園	第6・4・2号 鶴間公園	約 7.1ha		都市計画公園（同時都市計画変更）	
宅地の整備		<p>南町田駅周辺地区拠点整備基本方針に基づき、公共施設の再配置による商業地の集約、鶴間公園と商業地の一体化による大街区化を図る。また、鶴間公園と商業地をつなぐ位置には、にぎわい・交流、公共公益機能等を誘導する宅地を配置し、地域住民の活動拠点とする。</p> <p>その他の街区においては、拠点機能の向上に資する宅地を適宜配置する。</p>				

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理由 南町田駅周辺地区拠点整備基本方針に基づく南町田駅周辺地区地区計画の決定に伴い、道路や公園等の公共施設の再配置・再整備及び土地の交換分合等により、市南部地域一帯の中心的市街地を形成するため、土地区画整理事業を決定する。